

令和 8 年度消費者啓発広報事業業務委託仕様書

(目的)

第 1 消費者トラブルの事例や相談先等について啓発・広報を行うことで、消費者の自立を促し、消費者被害の未然防止を図るとともに、被害にあった場合でも適切に対処できるようにする。

(業務実施の形態)

第 2 受託者は、委託業務を実施するに当たっては、委託者と共同で企画し、委託者の助言を得て実施するものとする。

(委託業務の内容)

第 3 業務内容は、次に掲げるものとする。

(1) ラジospott放送 (主に高齢者向け)

- ① 内 容 高齢者層を対象に、消費者トラブル事例や相談先についてラジオCMで啓発
- ② 期 間 10月・12月のうち、年金支給日を含む週に集中して放送
- ③ 素 材 室から貸与する
- ④ 放送本数 60本以上

(2) Web 広告 (主に若者向け)

- ① 掲載期間 令和 8 年 10 月から 12 月までのうち 1 ヶ月以上
- ② 媒 体 SNS (YouTube、Instagram 等) や動画配信サービス等から効果的な媒体を 1 媒体提案すること
※ TikTok、X での広告は不可。
- ③ 放送素材 室が保有する動画を貸与する

(3) チラシ作成 (主に配慮を要する消費者：障害者、在留外国人等向け)

- ① 仕 様 A4、両面カラー
- ② 枚 数 1,500 部
- ③ 内 容 障害者、在留外国人等向けにやさしい日本語を使用して消費者トラブル事例や相談先について周知する。
- ④ そ の 他 本県 HP や SNS 等に掲載するため、電子データ (PDF 形式) を納品すること。

(4) 自由提案

上記(1)～(3)のほか、上記1の目的を達成するための提案

- ・その他、高齢者及び若年者向けの広告やグッズの作成等

(留意点)

第4 留意点は下記のとおりとする。

- (1) 前項各号の内容は第三者の著作権及び肖像権を侵害しないものであること。

さらに、第4号において放送素材を作成する場合、内容は、放送法及び日本民間放送連盟放送基準に反しないものであること。

- (2) 鹿児島県シンボルマークを表示すること。

- (3) 本県の相談内容を含む制作物であり、本県以外による二次的利用が望ましくないため、著作権その他の権利は原則として県に帰属し、再利用を妨げないこと。

- (4) 前項第4号において放送用素材を作成する場合の令和8年度以降の使用については、放送料を除く新たな費用負担や契約締結を要さないものであること。

- (5) チラシやポスターを作成する場合は、本県HPやSNS等に掲載するため、電子データ(PDF形式)を納品すること。

- (6) 業務委託を契約した際の業務委託料の額は、成果物の発送料、交通費等、本業務に係る一切の経費を含むものとする。

(協議)

第5 本仕様書で定めた事項に関して疑義が生じたとき、又は定めのない事項で業務に必要な事項は、委託者・受託者両者が協議して定めるものとする。

(業務の終了)

第6 受託者は、上記業務を令和9年1月29日までに終了すること。